

○保安検査の方法を定める告示

(平成十七年三月三十日)

(経済産業省告示第八十四号)

改正 平成一七年 九月一三日経済産業省告示第二二九号
 同 二二年 三月一二日同 第 四九号
 同 二四年 六月二九日同 第一五一号
 同 二五年 七月三〇日同 第一七九号
 同 三〇年 三月三〇日同 第 四九号
 同 三一年 一月一一日同 第 一六号
 令和 七年 八月二九日同 第一二三号

冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)第四十三条第二項、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第八十条第二項、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)第三十七条第二項の規定に基づき保安検査の方法を定める告示を、学会その他民間の団体の提案を踏まえ、次のように定める。

保安検査の方法を定める告示

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一 冷凍保安規則の適用を受ける製造施設	一 高圧ガス保安協会規格KHKs 0850—4(2024)保安検査基準(冷凍保安規則関係)
二 液化石油ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第六号に掲げる製造施設を除く。)	二 高圧ガス保安協会規格KHKs 0850—2(2024)保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。))
三 一般高圧ガス保安規則の適用を受ける製造施設(第七号及び第九号に掲げる製造施設を除く。)	三 高圧ガス保安協会規格KHKs 0850—1(2024)保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))
四 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設(次号から第九号までに掲げる製造施設を除く。)	四 高圧ガス保安協会規格KHKs 0850—3(2024)保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))
五 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガ	五 高圧ガス保安協会規格KHKs 0850—7(2024)保安検査基準(LNG受入基地関係)

スを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの(次号及び第七号に掲げる製造施設を除く。)	
六 製造設備が液化石油ガススタンド(液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に定める液化石油ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十四号に定める特定液化石油ガススタンドをいう。)である製造施設	六 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850—6(2024)保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)
七 製造設備が天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然ガススタンドをいう。)である製造施設	七 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850—5(2024)保安検査基準(天然ガススタンド関係)
八 コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八 高圧ガス保安協会・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構共同規格KHK/JOGMEC S 0850—8(2024)保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)
九 製造設備が圧縮水素スタンド(一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号の三に定める圧縮水素スタンドをいう。)である製造施設	九 高圧ガス保安協会・一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター共同規格KHK/JPEC S 0850—9(2024)保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)

附 則

この告示は、平成十七年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一三日経済産業省告示第一一二九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一二日経済産業省告示第四九号）

この告示は、公布の日から施行する。

改正文（平成二四年六月二九日経済産業省告示第一五一号） 抄

平成二十四年六月二十九日から施行する。

附 則（平成二五年七月三〇日経済産業省告示第一七九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日経済産業省告示第四九号）

この告示は、平成三十年四月三十日から施行する。

改正文（平成三一年一月一日経済産業省告示第十六号） 抄

公布の日から施行する。

附 則（令和七年八月二九日経済産業省告示第一二三号）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の表の規定の適用については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。